

# 一般社団法人日本小児神経外科学会 定款施行細則

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

本定款施行細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本小児神経外科学会定款（以下「定款」という）に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

2 本細則中に用いられた用語は、本細則において別途規定されない限り、定款において用いられ又は定義されたとおりの意味を有するものとする。

## 第2章 学術委員及び評議員

### 第2条（学術委員）

正会員が、学術委員の資格を取得するには、次に掲げる資格要件を満たす必要がある。ただし、任意団体日本小児神経外科学会での会員期間、及び論文編数、発表回数等の実績を通算する。

- (1) 小児神経外科学に関する論文5編以上、共著者可。
- (2) 本学会での発表（筆頭演者であることが望ましい）
- (3) 本学会会員歴が5年以上
- (4) 本学会会員歴期間に年会費の未納がないこと、未納がある場合は全額支払うこと
- (5) 日本小児神経外科学会認定医であること
- (6) 評議員2名の推薦
- (7) 次項の理事長の委嘱を受ける時点で満65歳未満であること

2 前項の資格要件を満たした正会員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込を行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受けて、学術委員の資格を取得するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事会が学術委員と同等と認めた正会員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込を行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受けて、学術委員の資格を取得するものとする。

4 学術委員の任期は、第2項または第3項の委嘱を受けた後2年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 学術委員は、学術活動を行い、学術集會に出席し、本法人の発展に尽くす。

### 第3条（評議員）

評議員の資格を取得するには、次に掲げる資格要件を満たす必要がある。ただし、任意団体日本小児神経外科学会での会員期間、及び論文編数、発表回数等の実績を通算する。

- (1) 本法人の機関誌または小児神経外科関連雑誌に筆頭著者として投稿論文（原著、総説、症例報告）3編以上
- (2) 本学会で筆頭演者として発表5回以上
- (3) 本学会会員歴が15年以上
- (4) 本学会会員歴期間に年会費の未納が無いこと、未納がある場合は全額支払うこと
- (5) 日本小児神経外科学会認定医であること
- (6) 評議員2名の推薦
- (7) 学術委員の資格を2期（4年）有したものであること
- (8) 次項の理事長の委嘱を受ける時点で満65歳未満であること

2 前項の資格要件を満たした学術委員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込を行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受け、本法人の評議員となる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事会が評議員と同等と認めた学術委員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込を行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受けて、本法人の評議員となる。

4 理事長は、評議員に就任する者（再任を含む）を定時評議員会の議場において報告し、委嘱する。

5 評議員の任期は、第2項または第3項の委嘱を受けた後2年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 評議員は、一般社団法人法上の社員とし、同法上の社員総会を組織し、定款及び本細則並びに法令に従い、必要事項を審議し決議する。

### 第4条（再任）

学術委員及び評議員の再任候補者については、評議員・学術委員審査選出委員会において再任の審査を行い、不再任となった場合、また当該学術委員及び評議員から再任を辞退する申出があった場合を除き、再任するものとする。

2 再任の審査については、第2条及び第3条の規定を準用する。

### 第5条（評議員・学術委員審査選出委員会）

評議員・学術委員審査選出委員会は、理事長、理事 5 名、評議員 5 名の 11 名で構成される。

2 評議員 5 名は、評議員会が理事を除いた評議員から互選で選任する。

3 評議員・学術委員審査選出委員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長が議長を務めることができない場合は、理事長の指名する理事がこれを代行できる。

4 本委員会は、議決に加わることができる委員の過半数の出席をもって、議事を行い、出席した委員の過半数をもって決する。

#### 第 6 条（疑義）

学術委員及び評議員の審査に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

#### 第 7 条（選出情報の公開）

理事長は、評議員・学術委員審査選出委員会の決議により学術委員及び評議員の選出が行われる前年の 8 月末までに、次の各号を含む学術委員及び評議員の選出に関する情報を学会の機関誌あるいは本法人のホームページ上に掲載し、公開するものとする。

- (1) 提出する審査申請用紙の交付請求締め切り期日
- (2) 前号の申請書の受理締め切り期日
- (3) 応募基準，更新基準

#### 第 8 条（理事会への報告）

評議員・学術委員審査選出委員会は、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。

2 理事会への報告を経て、理事長は速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知しなければならない。

3 理事会は、評議員・学術委員審査選出委員会の審査結果に異議を述べることができ、その場合は再度審査を行い、不適当と判断した場合には、学術委員及び評議員の審査申込みを却下するものとする。

### 第 3 章 年次会長

#### 第 9 条（年次会長）

本法人は、評議員の中から、年次会長 1 名を置くことができる。

#### 第 10 条（選任）

年次会長は、会長選出委員会の決議において選任し、評

議員会の承認を得るものとする。

2 会長選出委員会は、翌々事業年度の年次会長を選任する。なお、年次会長の任期満了により、次期年次会長が年次会長に就任するものとする。

#### 第 11 条（会長選出委員会）

会長選出委員会は、理事長、前期年次会長、今年年次会長、次期年次会長、理事 3 名、評議員 2 名の 9 名で構成される。

2 評議員 2 名は、評議員会が理事を除いた評議員から互選で選任する。

3 会長選出委員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長が議長を務めることができない場合は、理事長の指名する理事がこれを代行できる。

4 本委員会は、議決に加わることができる委員の過半数の出席をもって議事を行い、出席した委員の過半数をもって決する

5 評議員会選出の会長選出委員会委員と評議員・学術委員審査選出委員会委員が重複する場合、会長選出委員会委員を優先し、評議員・学術委員審査選出委員会委員は次点以下の評議員を繰り上げて選任する。

#### 第 12 条（任期）

年次会長の任期は、前期会長の学術集会終了の翌日から当該年次会長が主催する学術集会終了の日までとする。

2 前項の任期中に評議員の任期が満了となった場合でも年次会長の地位及び職務は継続するものとする。

### 第 4 章 学術集会

#### 第 13 条（学術集会）

本法人は、年 1 回学術集会を開催する。

2 年次会長は、学術集会を主催する。

3 学術集会において演者として発表する者は、本法人の会員でなければならない。

### 第 5 章 委員会

#### 第 14 条（委員会）

本法人には、理事会において別に定める「委員会設置細則」に基づき、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

2 各委員会の具体的任務及びその構成員等について

は、定款又は各種細則に別段の定めがある場合を除き、「委員会設置細則」によるものとする。

## 第6章 会 計

### 第15条（資産）

本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

### 第16条（経費）

本法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

### 第17条（事業計画、収支予算）

本法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎事業年度の開始前に理事長が編成し、理事会の承認を経て直近の評議員会へ報告しなければならない。

### 第18条（収支決算）

本法人の収支決算は、毎事業年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時評議員会の承認を得なければならない。

### 第19条（会費）

本法人の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 10,000 円
- (2) 準会員 金 5,000 円
- (3) 賛助会員 金 50,000 円

## 第7章 施行細則の改正

### 第20条（改正）

本細則の改正は、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て行う。

## 附 則

第1条 本細則は、2017年7月22日より実施される。